

議案第 25 号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部改正に伴い、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則を一部改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則（平成28年2月世田谷区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この」を「前項に定めるもののほか、この」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この規則において「教育・保育給付認定子ども」とは、条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

第6条第6項中「預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」を「認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」に改める。

第7条第4項中「第6号様式」を「第6号様式の(1)(2)」に、「第7号様式」を「第7号様式の(1)(2)」に改める。

第6号様式及び第7号様式を削り、第5号様式の次に次の4様式を加える。

第6号様式の(1) (第7条関係)

番 号
年 月 日

あて

延長保育料等減額・免除決定通知書

世田谷区教育委員会



延長保育料等の減額又は免除について、次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名			
支給認定証番号	第	号	
生年月日	年	月	日
施設等名称			
決定内容			

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第6号様式の(2) (第7条関係)

番 号
年 月 日

あて

延長保育料等減額・免除決定通知書

世田谷区教育委員会



延長保育料等の減額又は免除について、次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名			
支給認定証番号	第	号	
生年月日	年	月	日
施設等名称			
決定内容			

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第7号様式の(1) (第7条関係)

番 号
年 月 日

あて

延長保育料等減額・免除却下通知書

世田谷区教育委員会 印

延長保育料等の減額又は免除について、次の理由により却下しましたので通知します。

児童氏名	
支給認定証番号	第 号
生年月日	年 月 日
施設等名称	
減額・免除却下理由	
備考	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第7号様式の(2) (第7条関係)

番 号
年 月 日

あて

延長保育料等減額・免除却下通知書

世田谷区教育委員会 印

延長保育料等の減額又は免除について、次の理由により却下しましたので通知します。

児童氏名	
支給認定証番号	第 号
生年月日	年 月 日
施設等名称	
減額・免除却下理由	
備考	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び第6条第6項の改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和7年4月1日

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則 平成28年 2 月26日世教委規則第 5 号 改正 平成28年 9 月29日世教委規則第17号 平成29年 8 月31日世教委規則第14号 平成30年 8 月31日世教委規則第11号 平成30年10月12日世教委規則第13号 令和元年10月 1 日世教委規則第14号 令和 3 年 7 月16日世教委規則第10号 令和 5 年 9 月29日世教委規則第18号 <u>令和 7 年 月 日世教委規則第 号</u> 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において<u>「教育・保育給付認定子ども」とは、条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。</u> (保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定) 第3条 特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「保育等を受ける子ども」という。）に係	○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則 平成28年 2 月26日世教委規則第 5 号 改正 平成28年 9 月29日世教委規則第17号 平成29年 8 月31日世教委規則第14号 平成30年 8 月31日世教委規則第11号 平成30年10月12日世教委規則第13号 令和元年10月 1 日世教委規則第14号 令和 3 年 7 月16日世教委規則第10号 令和 5 年 9 月29日世教委規則第18号 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において<u>使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。</u> (保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定) 第3条 特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「保育等を受ける子ども」という。）に係

改正後	改正前
る条例第3条の規定による保育料及び条例第5条の規定による給食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。）第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、区保育料規則第3条第2項及び第3項中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 （教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定）	る条例第3条の規定による保育料及び条例第5条の規定による給食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。）第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、区保育料規則第3条第2項及び第3項中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 （教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定）
第3条の2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「教育等を受ける子ども」という。）に係る条例第5条の規定による給食費の額の算定については、区立認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及びそれ以外の者の所得割課税額（条例別表第1備考第1項第1号に規定する所得割課税額をいう。以下同じ。）の合計額により同条第1項に規定する世帯の所得の状況（以下「世帯の所得の状況」という。）を認定し、算定するものとする。	第3条の2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「教育等を受ける子ども」という。）に係る条例第5条の規定による給食費の額の算定については、区立認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及びそれ以外の者の所得割課税額（条例別表第1備考第1項第1号に規定する所得割課税額をいう。以下同じ。）の合計額により同条第1項に規定する世帯の所得の状況（以下「世帯の所得の状況」という。）を認定し、算定するものとする。
2 教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する期日までに教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況を証明する書類（以下「証明書類」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。 （教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合）	2 教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する期日までに教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況を証明する書類（以下「証明書類」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。 （教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合）
第3条の3 条例別表第1備考第2項の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類の提出がない場合（前条第2項ただし書の規定に該当する場合を除く。）とする。	第3条の3 条例別表第1備考第2項の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類の提出がない場合（前条第2項ただし書の規定に該当する場合を除く。）とする。

改正後	改正前
(教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例) 第3条の4 条例別表第1備考第1項第1号の規則で定める法令の規定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条第4項から第6項までの規定とする。	(教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例) 第3条の4 条例別表第1備考第1項第1号の規則で定める法令の規定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条第4項から第6項までの規定とする。
2 条例別表第1備考第4項の規定による規則で定める所得割課税額は、当該年(4月から8月までにあつては、前年)の1月1日現在において区内に住所を有していたものとして計算する。 (多子世帯の給食費の額)	2 条例別表第1備考第4項の規定による規則で定める所得割課税額は、当該年(4月から8月までにあつては、前年)の1月1日現在において区内に住所を有していたものとして計算する。 (多子世帯の給食費の額)
第4条 教育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の給食費の額は、所得割課税額が77,100円を超える世帯であり、かつ、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校1年生から3年生までの児童が3人以上ある世帯である場合において、そのうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない教育等を受ける子どもについては、月額1,900円とする。	第4条 教育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の給食費の額は、所得割課税額が77,100円を超える世帯であり、かつ、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校1年生から3年生までの児童が3人以上ある世帯である場合において、そのうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない教育等を受ける子どもについては、月額1,900円とする。
2 保育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の給食費の額は、区保育料規則第6条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第5条の3」とあるのは、「世田谷区立認定こども園保育料条例第6条」と読み替えるものとする。 (保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料)	2 保育等を受ける子どもに係る条例第6条の規定による多子世帯の給食費の額は、区保育料規則第6条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第5条の3」とあるのは、「世田谷区立認定こども園保育料条例第6条」と読み替えるものとする。 (保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料)
第5条 保育短時間(世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条例第54号。以下「区保育料条例」という。)別表第1備考第1項第4号に規定する保育短時間をいう。)による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間(区保育料条例別表第1備考第1項第3号に規定する保育標準時間をいう。)の保育	第5条 保育短時間(世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条例第54号。以下「区保育料条例」という。)別表第1備考第1項第4号に規定する保育短時間をいう。)による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間(区保育料条例別表第1備考第1項第3号に規定する保育標準時間をいう。)の保育

改正後	改正前
時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。 (保育料等の額の決定等の通知)	時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。 (保育料等の額の決定等の通知)
第6条 条例第8条の規定による保育料の額の決定の通知は、入園(転園)承諾書により行うものとする。	第6条 条例第8条の規定による保育料の額の決定の通知は、入園(転園)承諾書により行うものとする。
2 条例第8条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保育料額決定通知書(第1号様式)又は延長保育承諾書(世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規則第5号)第22号様式)により行うものとする。	2 条例第8条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保育料額決定通知書(第1号様式)又は延長保育承諾書(世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規則第5号)第22号様式)により行うものとする。
3 条例第8条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保育料額変更通知書(第2号様式)により行うものとする。	3 条例第8条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保育料額変更通知書(第2号様式)により行うものとする。
4 条例第8条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決定通知書(第3号様式)により行うものとする。	4 条例第8条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決定通知書(第3号様式)により行うものとする。
5 条例第8条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変更通知書(第4号様式)により行うものとする。	5 条例第8条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変更通知書(第4号様式)により行うものとする。
6 条例第8条の規定による預かり保育料の額の決定の通知は、<u>認定こども園</u>預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書(世田谷区立幼稚園預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)第3号様式)により行うものとする。 (減免)	6 条例第8条の規定による預かり保育料の額の決定の通知は、預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書(世田谷区立幼稚園預かり保育規則(平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号)第3号様式)により行うものとする。 (減免)
第7条 委員会は、条例第9条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食費又は預かり保育料(以下「延長保育料等」という。)を減額し、又は免除することができるものとする。 (1) 教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に帰すことができない事由により給食の提供を受けることができないとき 委員会が相当と認める額(給食費に係るものに限る。)	第7条 委員会は、条例第9条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食費又は預かり保育料(以下「延長保育料等」という。)を減額し、又は免除することができるものとする。 (1) 教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に帰すことができない事由により給食の提供を受けることができないとき 委員会が相当と認める額(給食費に係るものに限る。)

改正後	改正前
(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、又は免除することが必要と認めるとき 委員会が相当と認める額 2 前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第9条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除については、区保育料規則第10条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第7条」とあるのは「世田谷区立認定こども園保育料条例第9条」と、同条第2項中「区長」とあるのは「世田谷区教育委員会」と、「第3条第2項ただし書」とあるのは「第3条第2項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則第3条の2第2項ただし書」と読み替えるものとする。 3 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、条例第9条の規定による延長保育料等の減額又は免除（以下「延長保育料等の減額又は免除」という。）を受けようとするときは、延長保育料等減額・免除申込書（第5号様式。以下「減免申込書」という。）に委員会が必要と認める書類を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する必要があると委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略することができる。 4 委員会は、減免申込書の提出があった場合（前項ただし書の規定により減免申込書を提出する必要があると認めた場合を含む。）において、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは延長保育料等減額・免除決定通知書（<u>第6号様式の(1)(2)</u>）により、延長保育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等減額・免除却下通知書（<u>第7号様式の(1)(2)</u>）により、当該減免申込書を提出した者（同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した者を含む。）に通知するものとする。 5 教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立	(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、又は免除することが必要と認めるとき 委員会が相当と認める額 2 前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第9条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除については、区保育料規則第10条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第7条」とあるのは「世田谷区立認定こども園保育料条例第9条」と、同条第2項中「区長」とあるのは「世田谷区教育委員会」と、「第3条第2項ただし書」とあるのは「第3条第2項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則第3条の2第2項ただし書」と読み替えるものとする。 3 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、条例第9条の規定による延長保育料等の減額又は免除（以下「延長保育料等の減額又は免除」という。）を受けようとするときは、延長保育料等減額・免除申込書（第5号様式。以下「減免申込書」という。）に委員会が必要と認める書類を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する必要があると委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略することができる。 4 委員会は、減免申込書の提出があった場合（前項ただし書の規定により減免申込書を提出する必要があると認めた場合を含む。）において、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは延長保育料等減額・免除決定通知書（<u>第6号様式</u>）により、延長保育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等減額・免除却下通知書（<u>第7号様式</u>）により、当該減免申込書を提出した者（同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した者を含む。）に通知するものとする。 5 教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立

改正後	改正前
認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。 ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。	認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。 ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。
6 保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免除を行う月については、区保育料規則第10条第5項の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変更)	6 保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免除を行う月については、区保育料規則第10条第5項の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 (世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変更)
第8条 教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでない。	第8条 教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでない。
2 委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による届出があった場合（同項ただし書の規定に該当する場合を含む。）において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったと認めるときは、当該届出のあった日（同項ただし書の規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以下この項において同じ。）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」という。）以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月分（当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。）の給食費の額を変更することができるものとする。	2 委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による届出があった場合（同項ただし書の規定に該当する場合を含む。）において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったと認めるときは、当該届出のあった日（同項ただし書の規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以下この項において同じ。）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」という。）以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月分（当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。）の給食費の額を変更することができるものとする。
3 保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則	3 保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則

改正後	改正前
第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 （世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更）	第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 （世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更）
第8条の2 委員会は、条例別表第1備考第2項の規定により決定した教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を変更することができるものとする。	第8条の2 委員会は、条例別表第1備考第2項の規定により決定した教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を変更することができるものとする。
2 前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認することができ、税額が判明したときは、その年度に限り、4月に遡って給食費の額を変更するものとする。	2 前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認することができ、税額が判明したときは、その年度に限り、4月に遡って給食費の額を変更するものとする。
3 保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 （延長保育料又は給食費の変更等の処理）	3 保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。 （延長保育料又は給食費の変更等の処理）
第9条 前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。 （1） 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額となる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って延長保育料又は給食費を変更する。 （2） 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額となる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月から延長保育料又は給食費を変更する。 （3） 月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生じた場合は、翌月から変更し、徴収する。 （海外帰国者に係る所得の状況の認定）	第9条 前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。 （1） 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額となる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って延長保育料又は給食費を変更する。 （2） 区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額となる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月から延長保育料又は給食費を変更する。 （3） 月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生じた場合は、翌月から変更し、徴収する。 （海外帰国者に係る所得の状況の認定）

改正後	改正前
第10条 海外帰国者（外国での勤務等により海外に居住していた教育・保育給付認定子どもの保護者であって、1月2日以降に帰国したことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において区市町村民税が課税されていない者をいう。）の所得の状況の認定については、次に定めるとおりとする。 （1）前年に所得があることが明らかである場合は、前年の1月から12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書類（次号において「所得証明」という。）により所得割課税額を算定する。 （2）所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。 （3）留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。 （督促）	第10条 海外帰国者（外国での勤務等により海外に居住していた教育・保育給付認定子どもの保護者であって、1月2日以降に帰国したことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において区市町村民税が課税されていない者をいう。）の所得の状況の認定については、次に定めるとおりとする。 （1）前年に所得があることが明らかである場合は、前年の1月から12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書類（次号において「所得証明」という。）により所得割課税額を算定する。 （2）所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。 （3）留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。 （督促）
第11条 条例第11条第1項の規定による延長保育料及び給食費に係る督促の期間は、条例第10条第1項に規定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定める期日までとする。 （1）1月分の延長保育料及び給食費 3月末日 （2）2月分及び3月分の延長保育料及び給食費 5月末日 （3）4月分及び5月分の延長保育料及び給食費 7月末日 （4）6月分及び7月分の延長保育料及び給食費 9月末日 （5）8月分及び9月分の延長保育料及び給食費 11月末日 （6）10月分及び11月分の延長保育料及び給食費 翌年の1月末日 （7）12月分の延長保育料及び給食費 翌年の3月末日 2 条例第11条第1項の規定による預かり保育料に係る督促の期間は、条例第10条第2項に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までと	第11条 条例第11条第1項の規定による延長保育料及び給食費に係る督促の期間は、条例第10条第1項に規定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定める期日までとする。 （1）1月分の延長保育料及び給食費 3月末日 （2）2月分及び3月分の延長保育料及び給食費 5月末日 （3）4月分及び5月分の延長保育料及び給食費 7月末日 （4）6月分及び7月分の延長保育料及び給食費 9月末日 （5）8月分及び9月分の延長保育料及び給食費 11月末日 （6）10月分及び11月分の延長保育料及び給食費 翌年の1月末日 （7）12月分の延長保育料及び給食費 翌年の3月末日 2 条例第11条第1項の規定による預かり保育料に係る督促の期間は、条例第10条第2項に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までと

改正後	改正前
する。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の末日 (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (還付) 第12条 条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 月の途中で退園をした場合であって、当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付しているとき 当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費の額 (2) 第7条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を受けた場合 既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は免除後の延長保育料又は給食費の額との差額 (3) 第8条又は第8条の2の規定により延長保育料又は給食費の額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又は給食費を既に納付しているとき 既に納付した延長保育料又は給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が相当と認める額 2 条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が相当と認める額	する。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の末日 (2) 預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったとき 当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日 (還付) 第12条 条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 月の途中で退園をした場合であって、当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付しているとき 当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費の額 (2) 第7条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を受けた場合 既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は免除後の延長保育料又は給食費の額との差額 (3) 第8条又は第8条の2の規定により延長保育料又は給食費の額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又は給食費を既に納付しているとき 既に納付した延長保育料又は給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が相当と認める額 2 条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が相当と認める額

改正後	改正前
3 条例第12条の規定による延長保育料等の還付を受けようとする区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、過納金還付請求書（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。 （委任） 第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条まで、第1号様式から第5号様式まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。 2 公布の日から平成28年3月31日までの間における第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定の適用については、これらの規定中「3箇月」とあるのは、「60日」とする。 附 則（平成28年9月29日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。 附 則（平成29年8月31日世教委規則第14号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。 附 則（平成30年8月31日世教委規則第11号） この規則は、平成30年9月1日から施行する。 附 則（平成30年10月12日世教委規則第13号） 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。	3 条例第12条の規定による延長保育料等の還付を受けようとする区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、過納金還付請求書（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。 （委任） 第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条まで、第1号様式から第5号様式まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。 2 公布の日から平成28年3月31日までの間における第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定の適用については、これらの規定中「3箇月」とあるのは、「60日」とする。 附 則（平成28年9月29日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。 附 則（平成29年8月31日世教委規則第14号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。 附 則（平成30年8月31日世教委規則第11号） この規則は、平成30年9月1日から施行する。 附 則（平成30年10月12日世教委規則第13号） 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

改正後	改正前
附 則（令和元年10月1日世教委規則第14号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式及び第8号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（令和3年7月16日世教委規則第10号） 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の4第1項の改正規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式から第5号様式まで、第7号様式及び第8号様式の規定により作成され、交付されている延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書は、それぞれこの規則による改正後の第1号様式から第4号様式まで、第6号様式及び第7号様式の規定により作成され、交付された延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書とみなす。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第9号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（令和5年9月29日世教委規則第18号） この規則は、令和5年10月1日から施行する。 <u>附 則（令和7年 月 日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 第2条及び第6条第6項の改正規定 公布の日</u> <u>(2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和7年4月1日</u>	附 則（令和元年10月1日世教委規則第14号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式及び第8号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（令和3年7月16日世教委規則第10号） 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の4第1項の改正規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式から第5号様式まで、第7号様式及び第8号様式の規定により作成され、交付されている延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書は、それぞれこの規則による改正後の第1号様式から第4号様式まで、第6号様式及び第7号様式の規定により作成され、交付された延長保育料額決定通知書、延長保育料額変更通知書、給食費額決定通知書、給食費額変更通知書、延長保育料等減額・免除決定通知書及び延長保育料等減額・免除却下通知書とみなす。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第9号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（令和5年9月29日世教委規則第18号） この規則は、令和5年10月1日から施行する。

改正後	改正前
第 1 号様式～第 5 号様式（略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>第 6 号様式の(1)(2)（略）</u> <u>第 7 号様式の(1)(2)（略）</u> 第 8 号様式（略）	第 1 号様式～第 5 号様式（略） <u>第 6 号様式（第 7 条関係）</u> <u>第 7 号様式（第 7 条関係）</u> 第 8 号様式（略）